

ベトナムにおける外資販売会社

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

No.2



1. 一般定義

- 1) 販売会社の設立は、外国企業にとって関心が高い事項の一つであるが、途上国では、国内産業・販売網の保護のため、外資規制が設定されていることが多い。
- 2) WTO加盟時に、国内流通権・貿易権の開放を公約することが多い。
WTO加盟は、中国は2001年12月。ベトナムは、2007年1月。

2. 中国の場合（参考）

中国においては、2004年に貿易権と国内流通権が開放され、これにより、外資100%出資の販売会社が認められた。
現在、中国において、外資販売会社の営業許可取得に要する時間は2週間程度だが、銀行口座開設・資本金払込・各種行政登記（税関、外貨管理、税務等の登記）が必要であるため、営業を開始できるまでには4～5ヶ月程度を要する（危険化学品取扱など、特殊な許可を必要としない場合）。

3. ベトナムの状況

2007年1月11日のWTO加盟に伴い、2009年1月以降の国内流通権・貿易権を開放した。

規定上、投資登記証(IRC: Investment Registration Certificate)の発行は、申請後15日以内(投資法・第61/2020/QH14号・第38条・第1項)。
企業登記証(ERC: Enterprise Registration Certificate)の発行は、3営業日以内(企業法・第59/2020/QH14号・第26条・第5項)

但し、実務上は、4週間～6週間程度で設立(両登記証の発行)可能。
その後、銀行口座開設、インボイス登記を行い、2週間～4週間程度で営業可能。

① 行政手続きの迅速化

2018年1月15日に政令番号第09/2018/ND-CP号が発効し、以下の合理化・簡便化が図られている。

1) HSコード登録

外資企業のみにも求められていた、取扱品目のHSコード登録は、輸出・輸入・卸売り事業に関しては不要となった。

⇒ 小売り事業に関しては、引き続きHSコード登録が必要。

2) 営業許可証

輸出入及び卸売業を行う外資企業に求められていた営業許可証の取得が、

ベトナムの WTOコミットメントで合意された物品に関しては不要となった。

石油・潤滑油の輸入及び卸売に関しては、引き続き営業許可証の取得が必要。

また、アルコールや薬品等の取り扱いに関しては、各業法に基づくサブライセンスの取得が別途必要であるため、企業登記後、実際の取り扱い時に倉庫契約等の必要条件を具備したうえで申請する。

3) 商業施設内に開設する小売店（ミニスーパー、コンビニエンスストアは除く）へのエコノミックニーズテストが撤廃された。

* エコノミックニーズテストとは、外資企業の小売り事業への参入に際し、人口密度、実在店舗数、市場の安定性などに基づき行われる審査を指す。

② 法定代表人の本人確認

登記申請・銀行口座開設時の本人確認は、公証済みパスポートの写し対応可能。

ベトナムでの諸手続きは、委任状に基づき代理人が行うことができる（法定代表人等の現地訪問は不要）。

⇒ 銀行口座の開設なども、法定代表人等の現地訪問は不要。

ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : infovn@mizuno-ch.com (担当・水嶋)

Tel:(852)2522-0078



● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

<サービス内容>

① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

<料金>

ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金 月額USD250

中国コンサルティング既存会員様向け特別料金 月額USD150

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。

会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、

ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。

事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他